

令和4年度 第10回中区協議会

会議資料

【答申事項】

- ア 区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について

【協議事項】

- ア 浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）のパブリック・コメントの実施について

【報告事項】

- ア 令和5年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の提案募集について

令和4年12月21日開催

中区協議会

第11号様式

諮問事項に対する答申書（案）

中区協議会

件名	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について
諮問内容	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について諮問するもの。
答申	諮問内容については審議の結果、適切であると認めます。
備考	

第10号様式

浜中区協第 2 号

令和4年12月21日

浜松市長

中区協議会

会長 鈴木 芳次



諮問事項に対する答申について

令和4年11月21日付け浜市協第136-1号で当協議会に対して諮問の
あったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条
第1項から第3項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容 別紙第11号様式のとおり

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項		
件 名	浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)のパブリック・コメントの実施について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○目的 子どもの適正な混浴年齢を設定することにより、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止し、公衆浴場業界が発展すること及び、子どもの健やかな発育発達に寄与することを目的とする。</p> <p>○背景・経緯 厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領等」の改正を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「<u>10</u>歳以上」から「<u>7</u>歳以上」へ改正する。</p>		
対象の区協議会	全区協議会		
内 容	<p>浜松市旅館業法施行条例と浜松市公衆浴場法施行条例を改正し、男女の混浴制限年齢を「<u>10</u>歳以上」から「<u>7</u>歳以上」にすることについて、ご意見を伺うもの。</p> <p>改正箇所は別紙のとおり</p> <p>※パブリック・コメント期間中のため、協議会での意見はパブリック・コメントの意見として取り扱います。</p>		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	案の公表・意見募集 市の考え方等を公表 条例施行	令和4年12月～令和5年1月 令和5年3月 令和5年10月	
担当課	生活衛生課	担当者	沖 優利 電話 453-6118

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）及び浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）の一部改正（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「10歳以上」から「7歳以上」へ改正します。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究結果等を踏まえ、厚生労働省から通知「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」（令和2年12月10日）が発出されました。これに伴い、全国的に条例の見直しがされています。静岡県内で統一的な対応を行うため、条例の改正をすることとなりました。
立案した際の 実施機関の 考え方及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの適正な混浴年齢を設定することにより、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止し、公衆浴場業界が発展すること及び、子どもの健やかな発育発達に寄与することを目的としています。
案のポイント （見直し事項など）	以下の内容について改正します。 【改正前】 10歳以上の男女を混浴させないこと。 【改正後】 7歳以上の男女を混浴させないこと。
関係法令・ 上位計画など	公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和4年12月～令和5年1月 案の公表・意見募集 令和5年2月 案の修正、市の考え方の作成 令和5年3月 意見募集結果および市の考え方を公表 令和5年6月 公布 令和5年10月 施行

浜松市旅館業法施行条例及び 浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)」とは

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「10歳以上」から「7歳以上」へ改正するもの。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年12月15日（木）～令和5年1月16日（月）

3. 案の公表先

生活衛生課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所***、**氏名または団体名***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	生活衛生課（保健所3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目11-2 生活衛生課あて
③電子メール	seiei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-459-3561（生活衛生課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和5年3月に公表します。
公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部保健所生活衛生課（TEL 053-453-6112）

浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）及び
 浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）の一部改
 正（案）

浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）

改正前	改正後
<p>（営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴室を使用する場合にあつては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴室を使用する場合にあつては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>

浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）

改正前	改正後
<p>（一般公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>（その他の公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第5条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、第3条各号（第2号、第3号及び第16号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>（一般公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>（その他の公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第5条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、第3条各号（第2号、第3号及び第16号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合にあつては、この限りでない。</p>

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和5年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の提案募集について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	令和5年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の提案募集を12月19日(月)より開始する。事業及び今後のスケジュールについて報告するもの。 (スケジュール) 12月19日(月) 助成事業募集開始 1月31日(火) 助成事業募集〆切 2月6日(月) 提案事業のヒアリング予定(中区行政推進会議) 2月22日(水) 中区協議会(意見聴取) 3月(予定) 中区行政推進会議にて採択・不採択の決定 4月(予定) 中区協議会(採択結果の報告)
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	中区協議会(2月)にて、提案の採択・不採択を決定するにあたり、区協議会の意見を伺う。
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和5年度 中区地域力向上事業 『市民提案による住みよい地域づくり助成事業』提案募集要項

募集期間：令和4年12月19日（月）～令和5年1月31日（火）

「地域力向上事業」とは？

「地域力向上事業」とは、区民の参加と協働により、区の特性を活かした事業や区の課題を解決する事業を実施することで、住みよい地域社会の実現を目指すものです。地域力向上事業は、次の3つの区分で構成されます。

<① 市民提案による住みよい地域づくり助成事業>

団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業

<② 区民活動・文化振興事業>

地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

<③ 区課題解決事業>

区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

<①「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」>のうち、下記の「中区の地域課題」の解決につながる提案を募集します。

中区の将来像

「都市の顔 薫る文化の 中区」

中区は、都市の顔として、本市の発展をけん引する中心的役割を担うとともに、自然と調和の取れた魅力とにぎわいのある都市空間を形成し、歴史や文化の薫りを感じるまちを目指します。

中区の地域課題

①にぎわいと文化を育むまちづくり

- ・ 都市のイメージの向上及び都市の活性化と賑わいづくり
- ・ 貴重な自然や建造物と都市空間と調和による文化が薫る魅力的な空間の整備
- ・ 地域に根ざした文化や生涯学習・スポーツの振興等、創造的文化芸術活動の促進 など

②共生のところで優しさあふれるまちづくり

- ・ 共生・共助でつくる豊かな福祉社会の実現
- ・ 子どもの健やかな成長と安全で安心して子育てができる環境づくり
- ・ だれもが健康でいきいきと生活できる環境づくり など

③安心して快適に暮らせるまちづくり

- ・ 安全・安心な暮らしを確保するための防災・防犯対策への取組み
- ・ 都市部における高齢者世帯の増加に伴う地域コミュニティの再構築
- ・ 快適な都市空間の形成 など

1 応募資格

3人以上で構成され、市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他のグループで、提案時点で市税の未納がない団体。ただし、次のいずれかに該当する団体を除きます。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
 - (2) 暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体
 - (3) その他公序良俗に反する団体
- ※団体の活動内容がわかるもの（定款・規約または活動内容を示す資料、団体の構成員名簿）を確認させていただく場合があります。

2 対象事業

次のいずれかに該当する公益性のある事業で、令和5年度に中区内で実施するもの

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善・生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

3 対象外事業

次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (4) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業
- (6) 過去に不採択とされた事業
- (7) 過去に3回採択した事業（3回目までは対象になります）
- (8) 中区以外の区にも提案する事業

4 補助率・補助限度額など

- 補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）
 - ※補助金額は、事業採択後に補助対象経費を精査した上で決定します（事業費のすべてが補助の対象となるとは限りません）。
 - ※過去に採択された事業が、再度又は再々度採択された場合は補助率が下がります（再度40%以内、再々度25%以内）。
- 補助対象経費：別表（P4）のとおり
- 補助限度額：予算の範囲内で上限200万円
- 交付時期：事業の完了後、実績報告書が提出され、交付金額が確定した後に交付します。

5 事業ヒアリング

- ・提案いただいた事業について、ヒアリングを行います（令和5年2月6日（月）の予定です）。
日時は、募集の締め切り後に調整させていただきます。
- ・ヒアリングでは、提案者から事業の概要について説明をいただくとともに、中区行政推進会議（※）のメンバーから質疑があります（1団体15分程度）。
※中区長、副区長、区調整官及び中区役所各課長による会議

6 事業の決定

- ・提案いただいた事業は、中区協議会の意見を踏まえ、中区行政推進会議で独自性、公益性、財政支援の必要性、費用対効果などの観点から審査をして、採択・不採択を決定します。
- ・採択・不採択は、令和5年2月下旬に郵送により通知する予定です。
- ・採択となった場合は、改めて補助金申請の手続き（予算書等の作成・提出）が必要です。

【過去の主な不採択理由】

- ・商業性が高く、補助金によらず実施できる可能性が高いため。
- ・企業の社会貢献的な意味合いが強く、公益性が低いため。
- ・団体の発表会的な意味合いが強く、多数の一般参加が見込めないため。
- ・有料の習い事との差別化が困難なため。
- ・市がすでに実施している事業と内容が類似しているため。

7 応募方法

次の提出書類を中区役所区振興課に直接提出（郵送、FAX及びEメール不可）してください。
提出にあたっては、「浜松市地域力向上事業実施要綱」及び「浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱」をご確認ください。

●提出書類（浜松市ホームページ>中区>地域力向上事業 からMs-Word版をダウンロード可）

- （1）事業提案書（第1号様式）
- （2）収支予算書（第2号様式）
- （3）団体の概要書（第3号様式）
- （4）市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- （5）市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（給与所得者を雇用する事業者のみ）

●提出締切

令和5年1月31日（火）【必着】

※応募に必要な書類を作成した後、1月18日（水）までに中区区振興課へ事前相談をしてください。

●提出先

中区役所区振興課（浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館2階）

※午前8時30分から午後5時まで受け付けします（土日・祝日を除く）。

●問い合わせ

- ・電話番号：053-457-2210（中区役所区振興課直通）
- ・Eメール：c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

8 事業の評価

事業の完了後、事業の実績について評価し、その結果を浜松市ホームページで公表します。

<別表 補助対象経費>

経費区分	備考
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・団体構成員以外の出演者等（外部講師、出演者、MC、審判、審査員等）に対する謝礼等で、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額 ・団体構成員への支払いは対象外
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の技量を要する行為又は特別に役務の提供が必要と認められる場合に、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とする。 ・団体構成員及びアルバイトは、申請時点での静岡県最低賃金を上限とする。 ・団体構成員以外の実施するその他の資格及び特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とする。
旅費 (交通費・宿泊費)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費については、領収書を徴収することが困難な場合は、実費負担分を補助対象とする。 ・団体メンバー以外の出演者等との連絡調整のための交通費及び出演者等の交通費及び宿泊費を対象とする。（※ただし、宿泊費は、宿泊しなければ事業の実施が困難であると認められる場合に限る。） ・視察に関する旅費は対象外 ・宿泊費は、1名1泊10,200円を上限とする。（食事は対象外）
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費、燃料費、食糧費、電気料、ガス代、水道代、印刷製本費、修繕費 ・消耗品は単価2万円（税込）未満のものを対象とする。 ・食糧費は、事業実施に必要と認められるもののみ対象とする。（ウォーキングイベントで参加者の熱中症対策に配布する水など。）ただし、主催者側（ボランティア含む）の飲食物は補助対象外とする。
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・電話料、郵便料、クリーニング代、広告料、手数料、保険料
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全てを委託する場合は補助対象外とする。 ・原則3者以上から見積を徴収するものとする。 ・3者以上の見積徴収が不可能な場合は、その理由等をあらかじめ（補助金交付決定後、委託契約締結前）書面（様式は任意）で報告すること。
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料、リース料等
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人、団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除く。
<p>※すべて事業の実施に直接係る経費とする。</p> <p>※領収書を徴収することができないものは補助対象外とする。</p> <p>（旅費についてのみ領収書を徴収できない場合は実費負担分を補助対象とする。）</p> <p>※報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の50%を超えないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。</p>	

令和5年度 地域力向上事業 ～市民提案による住みよい地域づくり助成事業～ ガイドブック

目次

- 1 地域力向上事業とは？
- 2 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」とは？
- 3 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に事業を提案してみよう！
 - ① 補助対象となる団体とは？
 - ② 補助対象になるのはどんな事業？
 - ③ 対象期間や採択回数は？
 - ④ 補助金額について
 - ⑤ 補助対象になる経費とは？
 - ⑥ 事業提案から補助金交付までの流れ
 - ⑦ 提出書類
 - ⑧ 問い合わせ先
 - ⑨ 事業を提案してみよう
 - ⑩ 事業提案のポイント

皆の力で地域を元気に、
より良くするのじゃ!!!



1 「地域力向上事業」とは？



地域力向上事業は、住みよい地域社会を実現するため、区
の特性を活かした事業や、区の課題を解決するための事業を
実施するものです。

- ① 市民提案による住みよい地域づくり助成事業
- ② 区民活動・文化振興事業
- ③ 区課題解決事業

の3つの事業区分があり、①は、市民の皆さんが主体とな
って行う事業、②と③は、市民の皆さんとの協働により、市
が主体となって行う事業です。



2 「市民提案による住みよい 地域づくり助成事業」とは？

- 市民の皆さんが地域の課題の解決や、地域の活性化などの
ために、主体的に実施する事業に対し、市から補助金を交
付する制度です。
- 市民の皆さんが、自ら地域のことを考えて、地域の課題解
決や、地域の魅力の掘り起しを行うことで、地域で活動さ
れる人材が育ち、地域の人同士のコミュニティができ、地
域が元気になることが目的です。



3 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に事業を提案してみよう！



「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」では、皆さんからの事業提案を募集しています。

「地域をより良くするためにこんなことを考えているのだけど…」

「地域の抱える課題を、住民の手で解決したい！」などお考えの方は、事業を組み立てて是非ご提案ください。

① 補助対象となる団体とは？

3人以上で構成され、市内に住所を有するまたは市内で活動する法人その他グループで、申請の時点で市税の未納がない団体が補助対象です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団、暴力団員等、暴力団員と密接な関係を有する者ならびに、これらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体。
- (3) その他公序良俗に反する団体

② 補助対象になるのはどんな事業？

次のいずれかに該当する公益性のある事業。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (4) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理費が生じる事業

③ 対象期間や採択回数とは？

<対象期間>

地域力向上事業の事業期間は、単年度ごととなっています。そのため、事業を提案する場合は、該当する年度の4月1日～3月31日の間に事業開始～完了までを計画する必要があります。

<採択回数>

継続事業は最大3回（最長三ヶ年度分で、3年連続でなくても構いません）まで助成対象となります。以下のいずれかに該当する場合は、新規事業として取り扱います。

- ・当初事業と目的又は内容が様変わりしている場合
- ・同一事業であるが、対象地区が違う場合

※新型コロナウイルス感染症、地震、台風など、やむを得ない理由により、採択後実施できない事業について、市長と協議の上、事業を中止した場合は、当該年度の補助金の交付確定金額が0円であったときに限り、採択回数に含めません。

④ 補助金額について

事業実施に必要な経費のうち、補助金の交付対象となる経費に対して、初年度は50%以内、二ヶ年目は40%以内、三ヶ年目は25%以内を補助します。（二ヶ年目以降は事業を継続して実施する場合。）

※ 補助金額は予算の範囲内とし、上限額は200万円です。

採択回数	初回	再度	再々度
補助率	50%以内	40%以内	25%以内

地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」は、皆さんの地域活動のきっかけづくりや事業を継続して実施するためのスタートアップを支援する制度です。

そのため、市の助成が終わっても、地域の皆さんが主体的に自立して事業を継続することができるように、採択回数は最大3回（最長で三ヶ年度分）、補助率も徐々に下がる仕組みになっています。



⑤ 補助対象になる経費とは？

経費区分	対象経費の例	備考
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 講師謝礼（外部講師、出演者、MC、審判、審査員等） ➤ 原稿執筆者の執筆等への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 団体構成員への支払いは対象外です。 ➤ 事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額を対象とします。
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 臨時的に雇用した看護師や保健師、専門スタッフ（映像・音響・照明・舞台監督等）、アルバイト等への賃金 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>チェック！こんな経費は対象外！</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓事業規模に見合わない雇用への賃金例)必要人員以上のアルバイト雇用 ✓通常業務を行う団体構成員への賃金 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定の技量を要する行為や特別に役務の提供が必要と認められる場合に支払う賃金を対象とします。 ➤ 事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とします。 ➤ 団体構成員・アルバイトの賃金は、申請時点の静岡県最低賃金を原則とします。 ➤ 資格や特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とします。
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出演者等との打合せに要する交通費 ➤ 出演者等が事業（イベント、講演会等）へ出席するために要する交通費、宿泊費 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>チェック！こんな経費は対象外！</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓事業実施者の内部調整に関するもの例)遠方の団体構成員との打合せ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 宿泊費の上限は、1名1泊10,200円（食事代は対象外）とします。 ※宿泊しなければ事業実施が困難であると認められる場合のみ ➤ 交通費は出演者等との連絡調整、出演者等の旅費に係る経費の実費負担分を対象とします。 ➤ 事業実施のための視察旅費は対象外です。
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消耗品費（申請事業のみに必要な事務機器、教材、食材等） ➤ 燃料費（暖房・炊事用プロパンガス、石油、自動車燃料等） ➤ 食糧費（イベント参加者の熱中症対策に配付する水等） ➤ 光熱水費（電気、水道、ガス使用料等） ➤ 印刷製本費（チラシ・パンフレットの印刷、写真の現像等） ➤ 修繕費 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消耗品は単価2万円（税込）未満のものを対象とします。 ➤ 食糧費は事業実施に必要と認められるものを対象とします。ただし、事業主催者側（ボランティア含む）の飲食物は対象外です。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医薬材料費（医療用包帯、ガーゼの購入 等） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>チェック！こんな経費は対象外！</p> <p>✓事業実施に不可欠ではない経費 例)事業主催者、出演者等の弁当代</p> </div>	
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電話料 ➤ 郵便料 ➤ 保険料 ➤ 広告料 ➤ 手数料（クリーニング代含む） 	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ➤ イベント会場等における警備業務委託 ➤ 講演会等における駐車場整理業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業全てを委託する場合は対象外です。 ➤ 見積は原則3者以上から徴収してください。
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会場、資機材、バス、タクシー等の使用・借上げに要する経費 ➤ 駐車場使用料 ➤ 著作権料 ➤ 下水道使用料 	
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 砂、砂利、木材、鉄板、針金、釘等の直営工事の加工用材料 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定の個人・団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除きます。

※すべて事業実施に直接係る経費を対象とします。

※領収書を徴することができないものは補助対象外とします。

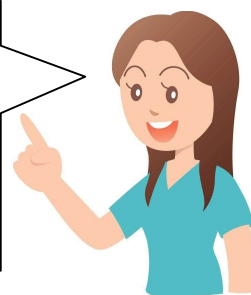
※報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の50%を越えないものとします。

ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではありません。

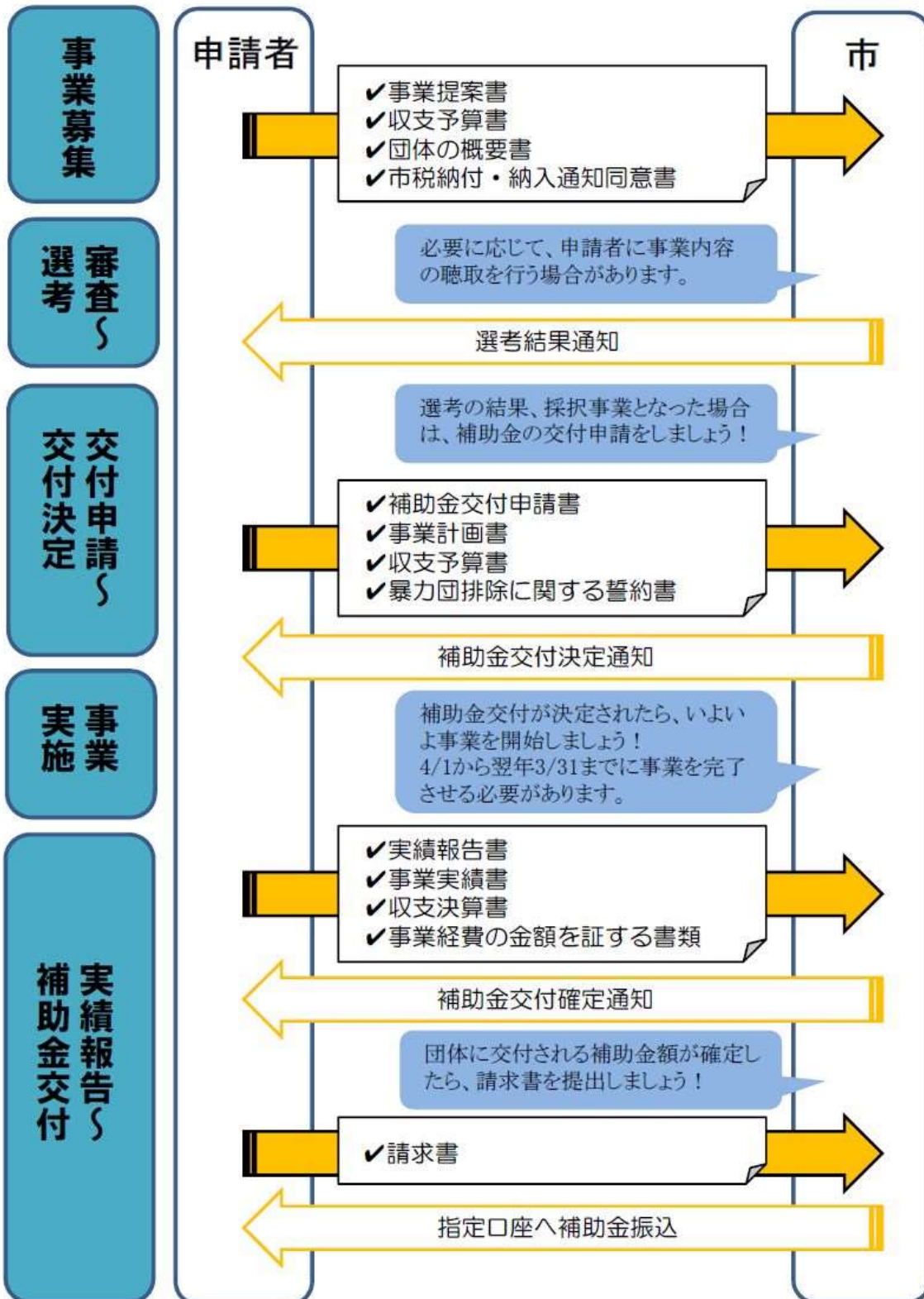


上の表には、経費区分ごとに対象経費の例が書いてあるね。
事業の実施に必要な経費が、どの経費区分に該当するのか確認してみよう。

いろいろな経費が対象になるけど、一部には対象外の経費もあるわ。
判断に困ったら申請前に区役所等へ相談してみましょう。



⑥ 事業提案から補助金交付までの流れ



※ 申請者が給与所得者を雇用する事業者である場合や、交付決定後に事業計画を修正しようとする場合には、上記以外の書類を提出いただきます。

<事業提案をしようとお考えの方へ>

- 募集期間や書類の提出期限等は区によって異なります。
- 1次募集の交付決定を行い、補助金交付決定額が当初の見込みを下回った場合は、4月1日以降に2次募集を行います。

事業提案を検討されている場合は、必ずスケジュールなどを区役所等に確認してください。
事業提案のためのご相談についても、余裕を持って行ってください。



⑦ 提出書類

<事業提案>

事業を考えたら、まずは提案書類を作成しましょう。

- (1) 事業提案書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 団体の概要書(第3号様式)
- (4) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
(給与所得者を雇用する事業者の場合のみ)

<補助金交付申請>

審査の結果、事業が採択されたら、補助金の交付申請を行ってください。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業・変更事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支・変更収支予算書(第3号様式)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)

<実績報告>

採択された事業が完了したら、実績報告を行ってください。

- (1) 実績報告書(第10号様式)
- (2) 事業実績書(第11号様式)
- (3) 収支決算書(第12号様式)
- (4) 事業経費の金額を証する書類

<請求>

実績報告後、補助金交付額が確定したら、請求を行ってください。

- (1) 請求書(第14号様式)

※提出書類の様式は、⑧の各窓口で配付しているほか、浜松市公式ホームページからもダウンロードできます。

⑧ お問い合わせ・書類提出先

各区区振興課（春野・佐久間・水窪・龍山地域は、各協働センター）にお問い合わせください。

中区区振興課	TEL : 457-2210	天竜区区振興課	TEL : 922-0013
東区区振興課	TEL : 424-0115	春野協働センター	TEL : 983-0001
西区区振興課	TEL : 597-1112	佐久間協働センター	TEL : 966-0001
南区区振興課	TEL : 425-1120	水窪協働センター	TEL : 982-0001
北区区振興課	TEL : 523-1168	龍山協働センター	TEL : 966-2111
浜北区区振興課	TEL : 585-1141		



提出書類の書き方や、制度について
のご質問など、お困りの際は区役所
等にお問い合わせください！

⑨ 事業を提案してみよう

1 地域を見直そう

皆さんが生活する地域はどのようなところですか？

普段生活をしていて、「こんなことが不便だな」、「もっとここがこうなったらいいのに」と思ったことはありませんか？

まずは、地域を見つめ直してみましよう。地域の抱える課題や、それまで気付かなかった魅力の発見があるかもしれません。



2 仲間を集めよう

地域のために活動したい、同じ思いを持つ仲間を集めましよう。3人以上のグループであれば、「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に応募できます。市外にお住まいの方でも、活動が市内で行われるのであれば応募可能です。

3 事業の内容を考える

仲間を集めたら、次のことを話し合いましよう。

- ・ 地域の課題は何か、その解決のために何が出来るか
- ・ 地域の魅力は何か、その進展のために何が出来るか

4 予算を考える

何をするかが決まったら、そのための予算について話し合います。補助金の対象となる経費とならない経費があるので、それを踏まえて、費用の面での計画を立てます。この時、出来る限り少ない経費で、大きな効果が得られる事業の進め方を考えましよう。

5 提案書の作成

内容が理解しやすい提案書を作成しましよう。

提案様式は、⑧の問い合わせ先の各課で配付しているほか、浜松市公式ホームページからデータをダウンロードすることもできます。困ったときは⑧の問い合わせ先の各課にご相談ください。



⑩ 事業提案のポイント

事業提案を行う際に、大切なポイントは3つ。ポイントを押えて、より良い提案にしましょう。

POINT 1

公益性

特定の個人や団体だけが利益を受ける事業は補助の対象外です。

区民や地域住民の多くにとって必要で、出来るだけ多くの人に利益のある事業を考えましょう。

また、多くの人が自由に参加できるように計画することも大切です。

POINT 2

費用対効果

事業にかかる経費は適切ですか？

かかる経費と、事業の実施によって得られる効果のバランスはとれていますか？

出来るだけ、かかる経費を少なく、得られる効果を大きくするようにしましょう。

POINT 3

継続性

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の補助によって始めた活動も、引き続き事業が継続できるよう、費用や運営の工夫が必要です。

ご存知ですか？「コミュニティ担当職員」

「コミュニティ担当職員」は、住みよい地域づくりを進めるためのサポート役として、各区役所や協働センターに配置されています。

コミュニティ担当職員は、地域の皆さんの地域課題や地域活動についての相談をお伺いし、アドバイスを行います。また、必要に応じて、市役所の各課に地域からの相談の内容を伝え、地域と市役所を繋ぎます。

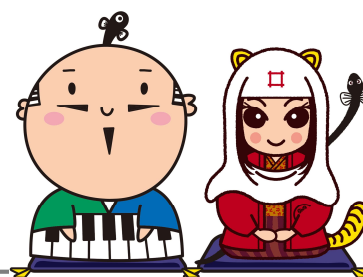
更に、コミュニティ担当職員は各種行政情報や地域づくりに関する情報提供を行い、地域の皆さんの自主的な活動をサポートします。

市へのご相談や、地域のために活動をされたいという時には、まずはコミュニティ担当職員に相談してみても良いでしょう。



令和 5 年度地域力向上事業
～市民提案による住みよい地域づくり助成事業～
ガイドブック

みんなのご応募
お待ちしておりますのじゃ



©浜松市

発行：浜松市 市民部 市民協働・地域政策課
〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2
TEL 053-457-2094
E-mail shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市民の皆さんの新しいアイデアを募集します！



地域力 向上事業

-市民提案による住みよい地域づくり助成事業-

[補助上限額]

200 万円

市民の皆さんが主体になり
地域づくりに取り組む事業が対象じゃ

地域
活性化

文化
スポーツ

魅力
発信

健康
福祉

生活
環境

などなど

■ 補助率

補助対象経費の1/2以内

■ 対象者

浜松市内で活動する団体

■ 問合せ

各区役所 区振興課

※ 詳細は裏面をご覧ください。



出世大名 ©浜松市
家康くん

令和
5年度 2023



補助対象となる団体は？

3人以上で構成され、市内に住所を有するまたは市内で活動する法人その他グループで、申請の時点で市税の未納がない団体が補助対象です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ① 政治・宗教を目的とする団体
- ② 暴力団、暴力団員等、暴力団員と密接な関係を有する者ならびに、これらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体
- ③ その他公序良俗に反する団体



補助対象になるのはどんな事業？

次のいずれかに該当する公益性のある事業

- ① 地域コミュニティづくり
- ② 安全安心な地域づくり
- ③ 生活改善及び生活環境の向上
- ④ 文化・スポーツ・生涯学習の振興
- ⑤ 健康・福祉の向上
- ⑥ 地域の特性を活かしたまちづくり

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ① 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- ② 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- ③ 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- ④ 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- ⑤ 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業



事業の実施期間や採択の回数？

4月1日～翌年3月31日までの年度内に完了するよう事業計画を立ててください。

同一事業につき最大3回（通算3年度分）継続して補助を受けることができます。補助率は1年目50%以内、2年目40%以内、3年目25%以内と段階的に下がります。なお、3年連続でなくても構いません。



問合せ先、提案書の提出先は？

下記QRコードにある各区役所のホームページから提案書のダウンロードができます。募集状況や提案書の提出期限など、詳しくは各区役所 区振興課（天竜区は各地区協働センター）へお問い合わせください。



中区 区振興課
TEL: 053-457-2210



東区 区振興課
TEL: 053-424-0115



西区 区振興課
TEL: 053-597-1112



南区 区振興課
TEL: 053-425-1120



北区 区振興課
TEL: 053-523-1168



浜北区 区振興課
TEL: 053-585-1141



天竜区 区振興課
TEL: 053-922-0013

春野協働センター
TEL: 053-983-0001

龍山協働センター
TEL: 053-966-2111

佐久間協働センター
TEL: 053-966-0001

水窪協働センター
TEL: 053-982-0001